

○読谷村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例

令和元年10月1日条例第21号

改正

令和2年12月18日条例第27号

令和3年9月13日条例第14号

令和4年10月4日条例第19号

読谷村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を行うため、読谷村放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の設置及び管理について必要な事項を定める。

(施設の名称及び位置)

第2条 児童クラブの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
喜名学童クラブ	読谷村字喜名401番地
読谷学童クラブ	読谷村字高志保1277番地1
渡慶次学童クラブ	読谷村字瀬名波510番地
古堅学童クラブ	読谷村字楚辺999番地1

(管理)

第3条 施設は、村長が管理する。

(指定管理者による施設の管理)

第4条 村長は、施設の設置目的を効果的に達成するため、施設の管理を法人その他の団体であつて、村長が指定するもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(開所時間)

第5条 児童クラブの開所時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、村長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 小学校の授業日 正午から午後6時30分まで
- (2) 小学校の休業日（次条の休所日を除く。） 午前8時から午後6時30分

(休所日)

第6条 児童クラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、村長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休所することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 6月23日（慰霊の日）

(入所できる者の範囲)

第7条 児童クラブに入所できる児童は、村立小学校に就学し、かつ、村内在住の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。ただし、村長が必要と認めるときは、この限りでない。

(入所の承認)

第8条 児童クラブに児童を入所させようとする保護者は、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入所を承認しない。

- (1) 前条に規定する要件に該当しないと認められるとき。
- (2) 児童が心身に著しい障がいをもつ、集団における指導に耐えることが困難であると認められるとき。
- (3) 児童が疾病その他の理由により入所に適さないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、児童クラブの管理運営上支障があると認められるとき。

(保育料等)

第9条 児童クラブに入所した児童（以下「入所児童」という。）の保護者は、児童クラブの入所にあたり、利用に係る料金（以下「保育料」という。）を指定管理者に納付しなければならない。この場合において、保育料は、指定管理者の収入とする。

- 2 保育料は、入所児童1人につき別表に掲げる額を超えない範囲において、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前2項に掲げる保育料のほか、おやつ代、給食費、行事費、教材費等児童の健全育成を図るために必要な費用（以下「実費」という。）を保護者から、徴収することができる。

(入所の制限等)

第10条 指定管理者は、入所児童が疾病その他の理由により集団生活に適さないと認められるときは、当該入所児童の児童クラブの利用を停止し、又は入所の承認を取り消すことができる。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童クラブにおいて行う放課後児童健全育成事業に関する業務
- (2) 児童クラブの入所の決定に関する業務
- (3) 児童クラブの保育料等の徴収に関する業務
- (4) 児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、児童クラブの運営に関して村長が必要と認める業務

(村長による管理)

第12条 第4条の規定にかかわらず、村長が児童クラブの管理に係る業務を行う場合におけるこの条例の適用については、第5条、第6条、第8条、第9条第1項及び第3項、第10条中「指定管理者」とあるのは「村長」と、第5条及び第6条中「村長の承認を得てこれを」とあるのは「これを」と、第9条第2項中「指定管理者があらかじめ村長の承認を得て」とあるのは「村長が」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の期間)

第13条 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定の日から起算して10年以内とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日より施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和2年12月18日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の読谷村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例第4条の規定による指定管理者の指定その他当該指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行

うことができる。

附 則（令和3年9月13日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の読谷村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例第4条の規定による指定管理者の指定その他当該指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和4年10月4日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日より施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の読谷村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例第4条の規定による指定管理者の指定その他当該指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第9条関係）

区分	単位期間		金額	長期休業期間の利用加算
年間を通して利用する場合（年度途中の利用又は中止を含む。）	1月		8,000円	夏季 5,000円 冬季 2,000円 学年末 1,000円 学年始 1,000円
小学校休業日の期間中に限り利用する場合。 ただし、実施可能な児童クラブのみ	夏季休業日の期間		18,000円	
	冬季休業日の期間		4,500円	
	学年末休業日の期間		3,000円	
	学年始休業日の期間		3,000円	
第6条に定める休所日に開所が	年間を通して利用している利用	1日	1,500円	

ある場合。	者			
ただし、実施可能な児童クラブのみ	上記以外	1日	2,000円	
一時利用（月7日以内） ただし、実施可能な児童クラブのみ		1日	500円	500円